

弘前学院大学ガバナンス・コード遵守状況の点検結果について

学校法人弘前学院、弘前学院大学は、日本私立大学協会制定「私立大学版 ガバナンス・コード」に準拠し「弘前学院大学ガバナンス・コード」を策定しています。その遵守状況について大学公式サイトに公開します。点検基準日 2025(令和7)年9月19日。

第1章 法人の建学の精神・理念及び教育目的

項目名	遵守	遵守状況
1-1 建学の精神（教育方針）		
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）		
(1) 弘前学院大学教育理念	—	
(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組 みについて	○	寄附行為に規定し遵守しています。 具体的には、中長期目標実施計画(教学関係)、学校法人弘前学院経営改善計画(人事、施設、財政、経営改善計画管理表)を策定し、各関係会議体において点検・評価を行っています。
(3) 私立大学の社会的責任等	○	①教育の質の向上は、教育推進会議が組織され、内部質保証に関する基本的な考え方、全学的な組織の権限と役割、役割分担等が明確になった。また、経営の透明性は、経営に係る情報を大学公式サイトで公表しています。 ②地域との連携協定(市役所、商工会議所および民間企業)を締結し、連携事業の推進を行っています。 ③「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(期間 R4 年 4 月～R9 年 3 月)」を策定、届出及び大学公式サイトで公表しています。

第2章 学校法人運営の基本

項目名	遵守	遵守状況
2-1 理事会		
(1) 理事会の役割	○	寄附行為に規定し遵守しています。
2-2 理事		
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の 明確化	○	寄附行為に規定し遵守しています。
(2) 学内理事の役割	○	担当範囲は理事会で定め、業務に専念できるよう配慮 しています。
(3) 外部理事の役割	○	基準日時点で4名の外部理事を配置しています。
(4) 理事への研修機会の提供と充実	△	理事対象の研修会を実施（2023年10月27日）し、また 関連情報の提供等、充実を図りました。なお、今後 さらなる研修の機会を実施します。
2-3 監事		
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	○	寄附行為に規定し遵守しています。 ②理事会、評議員会に出席しています。
(2) 監事の選任	○	寄附行為に規定し遵守しています。
(3) 監事監査基準	○	①監事監査規則を作成しています。 ②監事監査規則に規定し遵守しています。 ③寄附行為及び監事監査規則に規定し遵守していま す。 監査報告書は大学公式サイトで公表しています。
(4) 監事業務を支援するための体制整備	○	①監事監査規則及び内部監査規程に規定し遵守してい ます。

		②文部科学省が実施する各種研修会に参加しています。
2-4 評議員会		
(1) 評議員会の役割	○	寄附行為に規定し遵守しています。
(2) 評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	○	評議委員会と理事会との協働体制について努めています。
(3) 役員への意見、役員からの報告徴取等	○	寄附行為に規定し遵守しています。
(4) 監事選任の同意	○	寄附行為に規定し遵守しています。
2-5 評議員		
(1) 評議員の選任	○	寄附行為に規定し遵守しています。 ①基準日時点で理事8名に対して評議員10名を配置しています。
(2) 評議員への研修機会の提供と充実	△	評議員対象の研修会を実施（2023年10月27日）し、また関連情報の提供等、充実を図りました。なお、今後さらなる研修の機会を実施します。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

項目名	遵守	遵守状況
3-1 学長		
(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	○	学則及び組織運営規程に規定し遵守しています。
(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）	○	学則及び組織運営規程に規定し遵守しています。
3-2 教授会		
(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）	○	学則及び組織運営規程に規定し遵守しています。 教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性の向上（ステークスホルダーとの関係）

項目名	遵守	遵守状況
4-1 学生に対して		
(1) 3つの方針（ポリシー）	○	①教育の質の向上を目的とした3ポリシーに基づき、大学全体レベル、教育課程レベル、授業科目レベルにおいて学修成果の達成状況を評価しています。また、大学公式サイトで公表しています。 ②自己点検・自己評価は学則等に規定し遵守しています。 ③ハラスメントの防止等に関する規程に規定し遵守しています。
4-2 教職員等に対して		
(1) 教職協働	○	教員と事務職員は日常的に協働しています。
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	○	全構成員一丸となって推進することで、社会的価値の創造と最大化に努めています。 教職員は自己啓発に努め、FD、SD各研修等に積極的に参加しています。
4-3 社会に対して		
(1) 認証評価及び自己点検・評価	○	①公益財団法人大学基準協会の認証評価に適合の認定を受けています（認定期間2025年4月1日～2032年3月31日）。 ②学則及び組織運営規程に規定し遵守しています。 ③「自己点検・自己評価表」を大学公式サイトで公表しています。
(2) 社会貢献・地域連携	○	社会連携、地域連携、社会貢献等に関する方針及びボランティア活動内容について大学公式サイトで公表しています。

(3) 多様性への対応	○	多様性については、いかなることに對してもオープンな姿勢を堅持しています。
4-4 危機管理及び法令遵守		
(1) 危機管理のための体制整備	○	①危機管理委員会設置運営要綱に基づき、危機管理体制及び危機対応マニュアルを整備しています。 ハラスメントの防止等に関する規程及び公的研究費の管理運営に関する規程に規定し遵守しています。 ②各種関係規程等に規定し遵守しています。
(2) 法令遵守のための体制整備	○	①教職員に対して全ての教育・研究活動、業務に関する諸規程等について、大学公式サイト(大学イントラページ)で公表しています。 ②公益通報者保護法に基づき公益通報等取扱規程に規定し遵守しています。

第5章 透明性の確保（情報公開）

項目名	遵守	遵守状況
5-1 情報公開の充実		
(1) 法令上の情報公表	○	寄附行為に規定し遵守しています。
(2) 自主的な情報公開	△	①海外の協定校、大学間連携、地域連携については大学公式サイトで公表しています。 ②中期的な計画については、公表予定です。経営改善計画については公表に向けて準備中です。
(3) 情報公開の工夫等	○	①寄附行為に規定し遵守しています。 ③大学公式サイト及び大学ポータルサイトを更新しています。

遵守・・・○：適合 △：一部適合